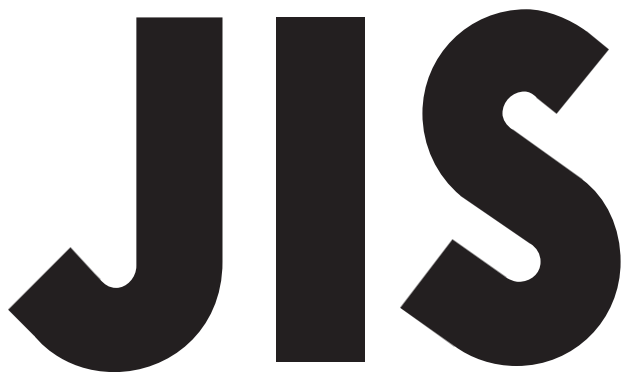




情報技術ーデジタル出版物の
デジタル著作権管理（DRM）技術の仕様ー
第2部：ユーザー鍵に基づく保護

JIS X 23078-2 : 2026
(ISO/IEC 23078-2 : 2024)
(IPSJ/JSA)

令和8年10月20日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	古 関 隆 章	東京大学
(委員)	岡 本 正 英	IEC/SMB 委員 (株式会社日立製作所)
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	河 合 和 哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	黒 田 健 一	一般社団法人日本電機工業会
	高 橋 弘	IEC/CAB 委員 (富士電機株式会社)
	竹 中 みゆき	株式会社日立ハイテク
	田 中 宏 和	広島市立大学
	田 辺 恵 子	主婦連合会
	野 田 耕 一	一般財団法人日本規格協会
	林 祥一郎	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会
	山 地 理 恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	横 倉 里 美	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.10.20

官 報 掲 載 日：令和 8.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 略語	5
5 概要	5
5.1 一般	5
5.2 出版物の保護	5
5.3 出版物のライセンス供与	6
5.4 出版物の読み込み	7
6 ライセンス文書	7
6.1 一般	7
6.2 コンテンツ適合性	7
6.3 ライセンス情報	7
6.4 ユーザー鍵	15
6.5 署名及び公開鍵インフラストラクチャ	16
7 ライセンス状態文書	21
7.1 一般	21
7.2 内容適合性	22
7.3 ライセンス状態情報	22
7.4 操作	25
8 暗号化プロファイル	30
8.1 一般	30
8.2 暗号化プロファイルへの要求事項	30
8.3 基本暗号化プロファイル 1.0	31
9 EPUB への統合	31
9.1 一般	31
9.2 暗号化リソース	31
9.3 LCP での META-INF/encryption.xml の使用	32
10 閲覧システム動作	33
10.1 LCP 保護された出版物の検出	33
10.2 ライセンス文書処理	33
10.3 ユーザー鍵の処理	34
10.4 署名処理	34
10.5 出版物の処理	35

	ページ
附属書 A (参考) 例	36
附属書 B (参考) 図書館貸出モデルのユースケースシナリオ	40
附属書 C (参考) PDF のための LCP 仕様の拡張	43
附属書 JA (参考) Camellia 暗号化プロファイル	45
参考文献	46
解 説	47

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

情報技術—デジタル出版物の デジタル著作権管理（DRM）技術の仕様— 第2部：ユーザー鍵に基づく保護

Information technology—Specification of digital rights management (DRM) technology for digital publications—Part 2: User key-based protection

序文

この規格は、2024年に第1版として発行された ISO/IEC 23078-2 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

電子書籍の普及が始まったときから、執筆者及び出版者にとって著作権保護は重要な課題であった。

世界中の電子書籍は、ほとんどが EPUB 規格に基づいて配布されている。一方、著作権のあるコンテンツがむやみに共有されることを防ぐために、ほとんどの電子書籍小売業者は、デジタル出版物の利用を制限する独自の DRM 技術を使用している。したがって、標準的な出版フォーマットがもたらす高度な相互運用性及びアクセシビリティは、独占的かつ非公開の独自 DRM 技術によって損なわれてしまう。すなわち、電子書籍は、特定の事業者が提供するソフトウェアアプリケーションを搭載した機器上でしか読むことが可能でない（小売業者の“ロックイン”症候群）。出版物を保護する電子書籍配信者が事業から撤退したり、DRM 技術が大きく変化したりすれば、電子書籍はもはや読むことができなくなる。その結果、ユーザーは自分の電子書籍に対するあらゆる制御を奪われることになる。

セキュリティレベルに関する要求事項は、デジタル出版市場のうちどの部分に対応するかによって異なる。多くの場合、出版者は、彼らがユーザーに提供するデジタル権利を技術的に尊重するソリューションで満足する。機器間での出版物の容易な転送を許容し、一定のフェアユースを許容し、取得した出版物に顧客が永続的にアクセスできる DRM ソリューションを、ほとんどの出版者は喜んで採用する。

ここで、この規格が役立つ。なお、**附属書 JA** に Camellia 暗号化プロファイルについて追加記載した。

注記 この規格は EPUB 出版物の保護に関するものであるが、この規格は他のフォーマットのデジタル出版物の保護にも利用が可能である。ただし、リソースの暗号化及びライセンスの埋込みが可能なフォーマットに限る。**附属書 C** に示す Radium Packaging Format に含まれる PDF 文書は、これに該当する。これは、多くの PDF 文書を所有し、EPUB 及び PDF に同じ DRM 技術を利用することを望んでいる組織にとって重要である。